

# 第7章 が れ き 等 の 撤 去

## 第1節 行方不明者捜索に係るがれき等の撤去

### 1. 概要

東日本大震災による行方不明者捜索のため、本市と「災害時における応急措置の協力に関する協定」(平成3年9月1日)を締結していた(一社)仙台建設業協会(以下「仙建協」という。)及び「大規模災害時における災害活動への支援に関する協定」(平成21年3月18日)を締結していた宮城県解体工事業協同組合(以下「解体協」という。)は、作業員や重機を派遣し、自衛隊、警察及び消防局とともに、行方不明者の捜索を行った。

行方不明者の捜索範囲の拡大に伴い、除去し仮置きしたがれき等が、捜索活動の支障となったことから、消防局は、環境局に対して、がれき等の撤去を要請した。

環境局は、これに応じ、消防局の指揮下にてがれき等撤去を行うこととし、仙建協と解体協に協力を依頼した。仙建協と解体協は、3月30日から、蒲生搬入場へのがれき等の搬入を開始した。



図 7-1-1 津波浸水区域



写真 7-1-1 発災直後の南長沼周辺の状況



写真 7-1-2 蒲生地区のがれき等撤去状況

## 2. 実施方法

### (1) 実施体制

行方不明者捜索は丁寧な撤去作業が求められたため、消防局の現地指揮所（宮城野区港二丁目及び若林区荒浜交差点南側の2か所）にて、環境局職員が宮城野区と若林区各1名で進捗管理することとした（後に両区を1名の職員で管理する体制に変更した。）。

平成23年3月30日から平成23年5月中旬までは、午前7時30分に宮城野区現地指揮所前に集合し、消防局と環境局の職員がその日の作業工程、前日の注意事項等を調整の上、受託業者の仙建協・解体協の班編成等を行った後、当該業者は、それぞれ捜索区域に移動し、午前8時30分から業務に従事した。

5月中旬以降は、蒲生地区の民間企業の自社による復旧活動が活発となったこと等から、周辺の交通渋滞等が懸念されたため、南長沼の近くにある民間業者の敷地を借用し、受託業者の班編成等を行った。

実施体制としては、原則以下の3つの業務を行う班を編成し、捜査場所や状況に応じて、重機、ダンプトラックの編成を変えた。

#### ア 行方不明者捜索に伴うがれきの集積（仙建協に所属する事業者の重機等により編成）

消防局等の捜索隊に随伴し、捜索区画のがれきを付近に集積した。当該部隊は、捜索区域の縮小に伴って、順次、台数を削減し、平成23年5月9日には、すべての班が撤収した。

#### イ 集積されたがれきの搬出（解体協に所属する事業者の重機及びダンプトラックにより編成）

行方不明者捜索に伴い集積されたがれきをダンプトラックに積載し、がれき搬入場に搬入した。積込用重機1台につき、概ね2～3台のダンプトラックを配置し、これを1班として運用した。当該部隊については、6月2日をもってすべての班が撤収した。

#### ウ 南長沼における排水及びがれきの撤去（仙建協に所属する事業者の重機により編成）

若林区荒浜の南長沼には、沼の中に大量のがれき等が流入した。消防局等による行方不明者捜索を支援するため、沼の水を排水するとともに、がれきの撤去を行った。そのため、排水用サンドポンプ、大型クレーン等専用の重機等が多数必要となった。

なお、南長沼の周辺は農地であり、農地内に重機を入れる必要があったことから、農地の土地所有者に説明し、承諾を得た上で作業を行った。捜索終了後は損壊した提体や汚損した周辺農地の復旧作業を行い、平成23年8月5日をもって撤収した。

### (2) 契約関係

支払は土木工事標準積算基準書等に基づき、出面により行った。

### 3. 実績（すべて平成23年度）

#### (1) 環境局職員の活動期間等

活動期間	活動体制	活動地区
3月31日～4月15日	2人	宮城野区1人, 若林区1人
4月16日～7月6日	1人	宮城野区及び若林区を一括管理

#### (2) 行方不明者捜索に伴うがれきの集積

班	活動期間	活動体制		活動地区
1班	3月30日～ 5月9日	日最大	6人・重機5台	荒浜地区, 井土地区
		延べ数	186人・重機146台	
2班	3月30日～ 4月16日	日最大	7人・重機2台	蒲生地区
		延べ数	126人・重機36台	
3班	3月30日～ 4月16日	日最大	4人・重機4台	荒浜地区, 若林区東部道路沿い
		延べ数	77人・重機77台	
4班	4月13日～ 4月15日	日最大	1人・重機1台	中野小学校
		延べ数	3人・重機3台	
5班	3月30日～ 4月27日	日最大	15人 重機13台・大型ダンプ1台	蒲生地区, 岡田地区, 荒浜地区
		延べ数	304人 重機257台, 大型ダンプ18台	

#### (3) 集積されたがれきの搬出

活動期間	活動体制		収集運搬量	活動地区
3月30日 ～ 6月2日	日最大	54人 重機12台・大型ダンプ37台	宮城野区 32,640m <sup>3</sup> , 若林区 85,744m <sup>3</sup>	津波 浸水地区
	延べ数	2,309人 重機634台・大型ダンプ1,440台		



写真 7-1-3 がれきの集積の状況



写真 7-1-4 集積されたがれきの搬出状況

**(4) 南長沼における排水及びがれきの撤去**

活動期間	活動体制		活動地区	備考
4月16日～ 8月5日	日最大	29人, 重機10台・8in.ポンプ5台・ 大型ダンプ18台等	荒浜地区南長沼	行方不明者 21人 被災車両 30台
	延べ数	1,242人, 重機601台・8in.ポンプ 125台・大型ダンプ293台等		



写真 7-1-5 南長沼のがれき撤去等状況①

写真 7-1-6 南長沼のがれき等撤去状況②

**4. 課題と対応**

**(1) 被災現場における各機関の調整**

津波被害など局地的に大規模な災害救助活動が必要な場合には、災害対策本部・区災害対策本部等とは別に、現地対策本部が設置され、現地における関係各機関の活動調整が行われることが多いが、今回については、現地対策本部が設置されなかった。災害対策本部からの連絡員等の派遣もなかったことから、現地における関係各機関の活動調整や相談対応等の役割を担う者が存在せず、消防、警察及び自衛隊との調整に苦労した。

また、行方不明者捜索時のがれき撤去前に行った環境局と消防局との間の協議において、現場における指揮命令主体の認識にもズレがあったことから、当初、現場において、環境局職員と消防局等捜索隊の職員との間で軋轢が生じた。

さらに行方不明者の捜索等に当たっては、平成23年3月25日付環境局通知「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について」により、敷地から流出した家屋は原形を留めていても、所有者の承諾を得ることなく撤去して差し支えないことが示された。

しかし、今回はできる限り撤去せずに捜索し、周辺でご遺体が発見された場合などに限り撤去したが、家屋の所有者が家財等を回収する前に自宅を撤去されたことに対し、環境局職員とトラブルになった事案が数件あった。

これらのことから、本市地域防災計画改正時に、人命救助及び行方不明者の捜索におけるがれき等の撤去指揮は、消防局が担当することを位置づけた。

## (2) 従事者のメンタルケア

行方不明者捜索の従事者は、本市職員、事業者を問わず、現場において様々なストレスにさらされた。主なものとして、次の事項が挙げられる。

- ・ご遺体の発見、確認及び収容作業への従事
- ・ご遺族及び津波被災者からの問合せ・相談への対応
- ・流出家屋等の所有者の苦情対応
- ・丁寧かつ臨機応変な対応

特に重機オペレーターは、最初にご遺体を発見することがあったため、多大な精神的なストレスを受けたことから、交代や休憩等に配慮した。

## (3) 燃料の供給体制

今回の災害においては、津波により沿岸部の石油備蓄施設等が軒並み被災し、深刻な燃料不足に陥った。不明者捜索時にも重機やダンプトラック、発電機の運転に支障が生じたことから、災害対策本部を通じて自衛隊に支援を要請し、対応してもらった。

しかしながら、自衛隊による支援は、ドラム缶によって行われたため、タンクローリーへ積み替えるなどの措置が必要となった。実効性ある燃料調達計画を策定するとともに、その運用についても、検討することが必要である。

## 第2節 がれき等の撤去

### 1. 広報・相談対応

#### (1) 概要

膨大な量のがれき等を撤去するに当たっては、環境省が3月25日に通知した「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について」（以下「指針」という。）において、倒壊した家屋のがれき等の撤去及び私有地の立ち入りについて承諾を得なくても差し支えないこととされたが、可能なかぎり、承諾等を得るため、作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知するよう通知された。この方針に基づき、搬入場の整備及び行方不明者捜索の進捗を見越した上で、平成23年4月22日から本格的に宅地がれき等の撤去を開始するにあたり、がれき等の発生量、浸水地区における撤去の進め方、処理方針について記者発表を行い、広報を行った。

記者発表の翌日からは、がれき撤去相談を受け付ける専用ダイヤルを開設し、がれき撤去に関する様々な相談に対応した。宅地がれき等撤去完了後も、住民が自宅を片付ける際に発生した津波漂着がれき等（以下「残がれき等」という。）の受付終了日である平成24年9月28日まで継続した。

なお、農地がれき等撤去においても、撤去前に広報を行い、被災者からの申込みにより実施した。

#### (2) 実施方法

##### ア 宅地がれき等

###### (ア) 広報

津波により相当量の家屋及び動産物が流されたことや、当時、被災者の避難先が把握しきれていないことから、がれき撤去時に所有者から承諾をもらうことは、不可能と判断し、指針に従い作業を行う方針とした。しかしながら、漂着物の中には、被災者が必要としているものが数多く残されていることから広報方針を以下のとおりとした。

- ・指針にもあるとおり、作業の対象地域・日程等を事前に周知するため、当該週の作業完了見込み区域と次週作業予定区域、再来週作業予定区域、作業実施方向を示した作業予定区域図と予定区域の字名を記した表・図を1週間に1回、周知する。
- ・撤去地区で必要なものに関しては、撤去前にあらかじめ回収を依頼する。
- ・撤去現場での立会いを可能とし、立会いを希望する際は専用ダイヤルに連絡するよう周知する。
- ・撤去時に回収したアルバムや位牌等の思い出の品は、別に回収し所有者に引き渡す機会を設けること。貴重品は、遺失物として警察に届けることを周知する。

以上の方針を基に、4月13日に記者発表（資料7-2-1）を行った。

なお、先行して撤去作業を行っていた浸水ごみの周知とともに4月9日～11日に地元町内会に説明を行った。

週1回の作業区域の周知については、4月16日（資料7-2-2）から開始した。区域図につ

いては、浸水地区を5図面（図7-2-1）に分け、撤去業務を委託している班長会社（図7-2-2）に各班の作業計画の収集を依頼し、取りまとめて作成した（図7-2-3,4）。周知方法としては、ホームページへの掲載、避難所での掲示、Eメール配信等の媒体を活用した。

配信等の手続きは、環境部環境企画課で行い、震災廃棄物対策室が発足した後も当室の人手不足から環境企画課で行った。

### 資料7-2-1 4月13日記者発表資料

報道関係各位  
以下の件につきまして、新聞、TV等の、  
震災関係の生活関連情報欄に掲載いた  
だきますようお願いいたします。

記者発表資料  
平成23年4月13日  
(担当) 環境局環境都市推進課  
(内線) 735-3370  
(直通) 214-0006

#### 津波により発生・漂着した宅地内のがれき等の撤去を4月22日から開始します

震災における津波により発生・漂着した、宅地などの敷地内のがれき等の撤去を4月22日から開始します。

震災被害からの、一日も早い復旧と今後の復興に向け、被災された方々の生活の再建や生活環境の保全を図る観点から、できるだけ速やかに進めたいと考えていますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

#### 1 撤去の実施地区等

4月22日（金）から、下記の地域で撤去作業を開始します。今後の作業予定などは、前もって、おおむね一週間単位でお知らせします。

なお、全体の撤去終了までは、数カ月程度を要する予定です。

- |                 |                 |               |
|-----------------|-----------------|---------------|
| (1) 宮城野区蒲生・中野地区 | (2) 宮城野区蒲生・岡田地区 |               |
| (3) 若林区神屋敷地区    | (4) 若林区四ツ谷地区    | (5) 若林区藤田地区   |
| (6) 若林区笹屋敷地区    | (7) 若林区荒浜地区     | (8) 若林区下飯田地区  |
| (9) 若林区今泉地区     | (10) 若林区二木地区    | (11) 若林区三本塚地区 |
| (12) 若林区種次地区    | (13) 若林区井土地区    | (14) 若林区藤塚地区  |

#### 2 問い合わせ

環境局がれき撤去（宅地）担当 Tel 022-214-0028（4月14日より）

#### 3 その他

- (1) 撤去作業中にアルバムや位牌（いはい）等が回収された場合は、市で一時保管し、所有者の方に引き渡す機会を設ける予定です。
- (2) 大型重機を用いての作業となるため、撤去現場への立ち会いを希望される場合は、安全確保のため、現場の市職員や現場作業員の指示に従ってください。

#### [参考]

#### 1 撤去の対象

宅地や中小の事業所の敷地内の、津波によって発生・漂着した「建築物等の残がい」や「流木」などのがれき、自動車等。

※ 完全に倒壊してがれき状となっている家屋は、基礎のみを残し撤去します。

※ 農地については、農業用水路・排水路のがれき等の撤去や農地への進入路を確保し、かつ、宅地におけるがれき等の撤去が終了した段階から開始します。（担当：経済局）

#### 2 撤去の進め方

- (1) ひとまとまりの地区ごとに、重機を使用して撤去作業を行います。撤去を希望されない場合は、上記連絡先までご連絡ください。
- (2) 自動車については、事前に張り紙により告知の上、撤去します。なお、現場の状況により、がれき等とは撤去日が前後することがあります。

資料 7-2-2 4月16日記者発表資料

記者発表資料  
平成23年4月16日  
(担当) 環境局環境都市推進課  
(内線) 735-3370  
(直通) 214-0006

津波により発生・漂着したがいれき等の撤去の作業予定をお知らせします

4月13日にお知らせしました「津波により発生・漂着したがいれき等の撤去」の、対象地区の作業予定（作業開始地点と作業経路）が決まりましたのでお知らせします。

1 各地区の作業予定について（4月15日現在）

- 4月22日（金）からの撤去作業予定は以下のとおりです。
- (1) 宮城野区蒲生・中野地区、蒲生・岡田地区 【地図1】
  - (2) 若林区下飯田地区、三本塚地区 【地図2】
  - (3) 若林区四ツ谷地区、神屋敷地区、藤田地区、笹屋敷地区、荒浜地区 【地図3】
  - (4) 若林区二木地区、井土地区、種次地区、藤塚地区 【地図4】
  - (5) 若林区今泉地区は、津波による漂着がいれき等の状況を確認のうえ、順次撤去

※仙台市ホームページでもご覧いただけます。

([http://www.city.sendai.jp/hisaishien/1198326\\_2751.html#01](http://www.city.sendai.jp/hisaishien/1198326_2751.html#01))

2 対象地区の所有者の皆さまへ

- (1) ご自分の必要な所有物は、可能な限り事前に回収をお願いします。撤去作業中にアルバムや位牌（いはい）等が回収された場合は、市で一時保管し、所有者の方に引き渡すことのできる機会を設ける予定です。また、市が回収した貴金属等の有価物は、遺失物として警察に届けます。
- (2) 作業は大型重機を用いて行います。撤去現場への立ち会いを希望される場合は、安全確保のため現場の職員や作業員の指示に従ってください。
- (3) 撤去を希望されない場合は、ご連絡ください。

3 問い合わせ

環境局がいれき撤去（宅地）担当 電話022-214-0028

※今回は津波浸水地区の宅地等が対象です。それ以外の地域は含まれませんのでご注意ください。

※天候の状況や各地域のがいれきの量などにより、作業日程は変動します。日程のお知らせなどは、個別に対応しておりませんのでご了承ください。

※撤去作業が長期（数カ月程度）にわたる地域を中心に、翌週の撤去予定エリアや作業終了エリアなどをお示しするよう努めていきます。

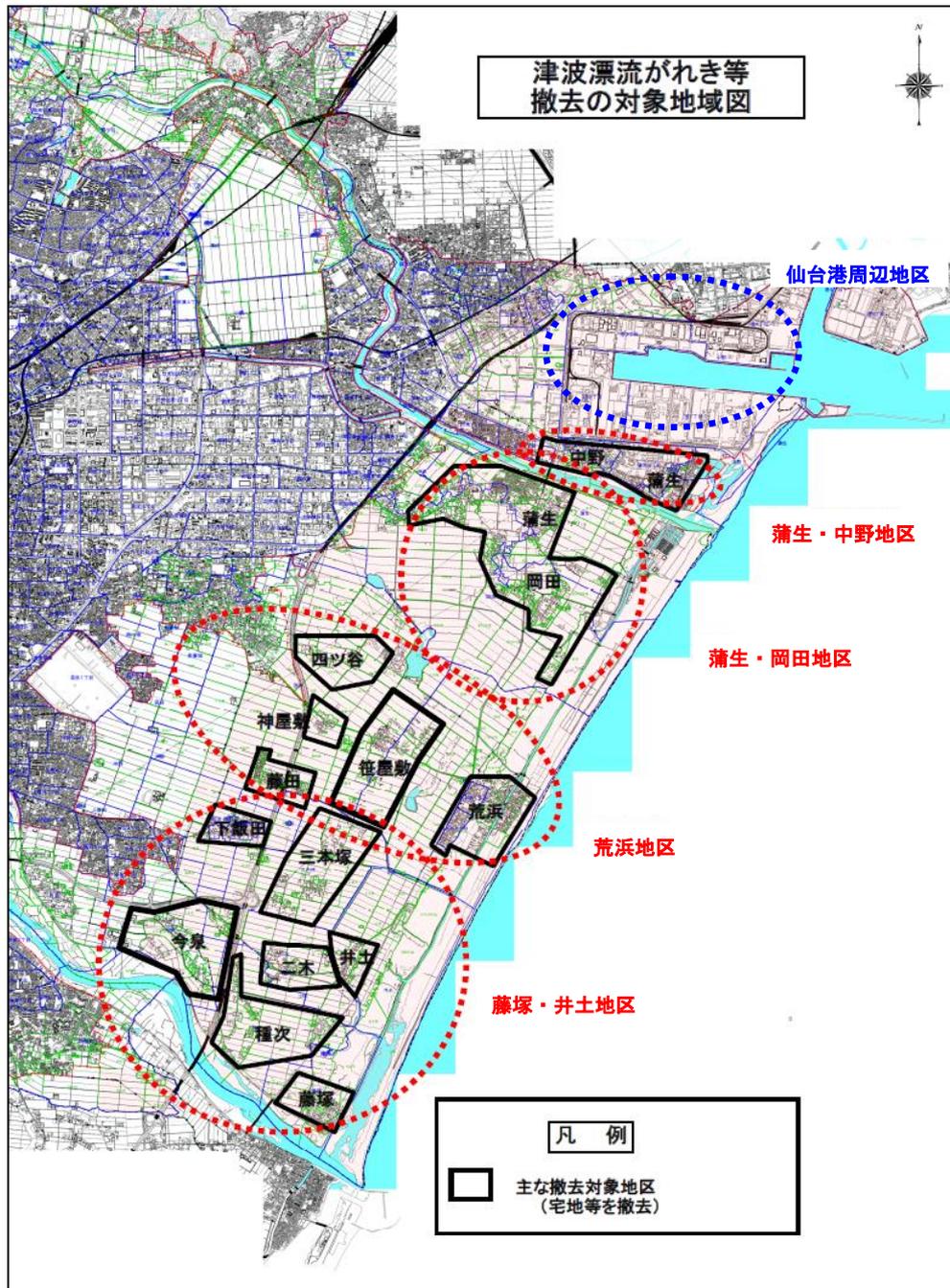


図 7-2-1 浸水地区区分け



図 7-2-2 がれき撤去班体制

【引用】（一社）仙台建設業協会「3.11 東日本大震災仙台建設業協会激闘の記録」

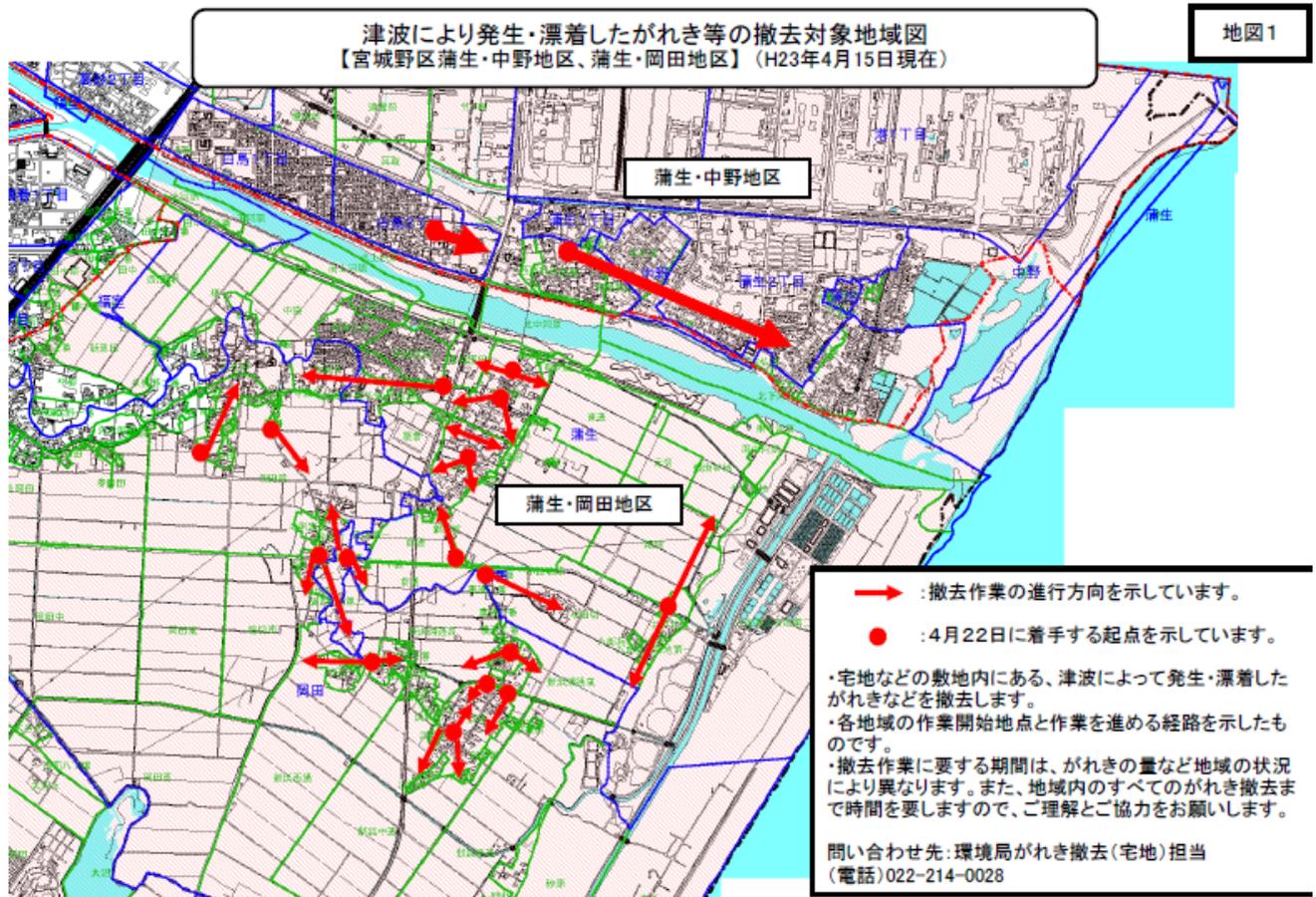


図 7-2-3 浸水地区の撤去作業予定図 (撤去開始前)

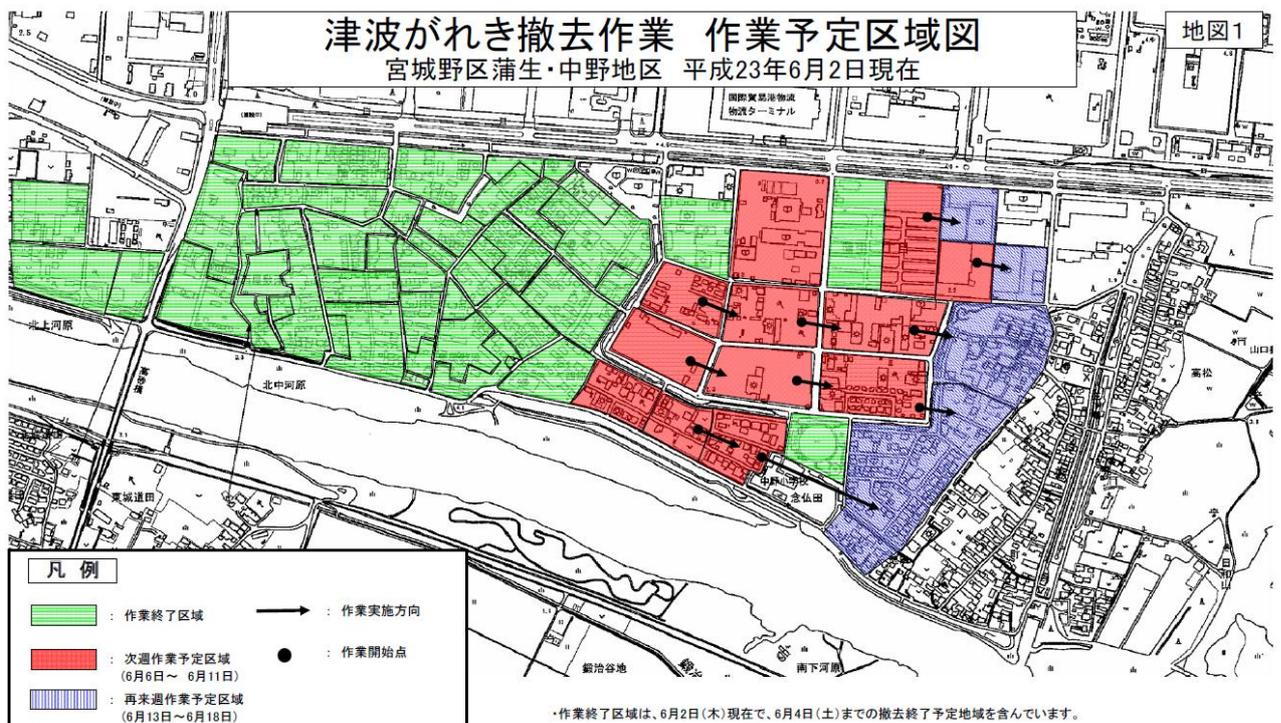


図 7-2-4 浸水地区の撤去作業予定図 (撤去期間中)

### (イ) 相談対応

上記のとおり、広報を行いがれき撤去の周知を図るとともに、個別の問合せを受け付けるため専用ダイヤルを開設した。平成23年4月14日に開設し、当初は環境部環境企画課及び環境都市推進課の電話を専用ダイヤルとして利用したが、1日100件近くの間合せがあり、他の復旧業務に支障が生じたことから、4月30日から専用ダイヤルの電話対応を民間に業務委託した。

問合せとしては、今後のがれき撤去の進め方、撤去する内容物、撤去時の立会いなどの確認が主な内容であった。面的に行う宅地がれき撤去が概ね終了したことに伴い相談件数が減少したことから、8月に専用ダイヤルの連絡先を委託先から震災廃棄物対策室に戻した。

## イ 残がれき等

### (ア) 広報

宅地がれき等撤去が概ね終了した8月以降は、残がれき等撤去の需要が生じたため、相談を受けた箇所について撤去を行う方法に切り替え、がれき撤去を行った。被災者に広報するため、「被災された方のための生活支援情報」(資料7-2-3)を利用し周知を図った。

受付は、当初は平成24年3月までの予定であったが、浸水地区の町内会からの要望等により、受付期間は平成24年9月まで延長した。しかし、9月以降も浸水地区にて生活再建を行う住民から撤去依頼の相談があったため、委託業者とも相談し、履行期間である平成25年3月末までに完了できる範囲にて撤去を行った。

資料 7-2-3 残がれき等受付広報


<随時発行>

## 被災された方のための 生活支援情報

第 21 号  
平成 24 年 5 月 30 日  
仙台市復興事業局生活再建支援室  
TEL 214-8559 FAX 214-5130  
〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

---

**他市町村から仙台市へ避難されている方も市民健診が受けられます**

震災等によりお住まいの住宅が半壊以上の認定を受けるなどの一定の被害に遭い、住民票を異動しないで仙台市へ避難されている方も、市民健診（基礎健診、がん検診など）が受けられます（職場や住民票所在地で受けられる方を除く）。

対象となる方の詳細や申し込み方法、健診の実施時期や内容についてはお問い合わせください。

◆受付期間＝11月30日まで

**問い合わせ** 区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課（☎は下欄）

**無料で法律相談とこころの健康相談会**

「法律相談」と「こころの相談」を一体的に行う無料相談会を実施します。弁護士や臨床心理士等のカウンセラーが相談に応じます。

震災等によってさまざまな悩みやストレスを抱えている方、また、不安や眠れないなど、心や体の不調で悩んでいる方、1人で悩まずに相談してみませんか。

◆日時＝6月23日(出)、7月21日(出)、8月19日(出)、9月15日(出)13:00～17:00

◆会場＝仙台市市民会館

◆定員＝各日16人（6月23日のみ12人）[先着]

◆申し込み＝相談は予約制です。事前に電話で仙台市の電話事務局☎718-4401（平日10:00～18:00）にお申し込みください

◆託児あり。ご希望の方は予約時にお申し出ください

**問い合わせ** 健康増進課☎214-8198

**市外に避難されている方の特定健康診査・後期高齢者健診の実施について**

仙台市の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者で、震災により市外に避難している方は、避難先の医療機関等でも「特定健診」・「後期高齢者健診」を受けることができます。

◆対象者＝仙台市国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者のうち、東日本大震災により、住民票の異動届を出さずに市外へ避難されている方で、①特定健診は40歳～74歳の方、②後期高齢者健診は75歳以上の方（年齢は平成25年3月31日時点の到達年齢）

◆受診期間＝平成25年3月31日まで

◆検査内容＝特定健診の基本項目に沿った血圧測定、尿検査及び血液検査等

◆自己負担金は無料です

◆申し込み＝電話で、健診を受診したい旨と、仙台市及び避難先の住所、氏名、生年月日、連絡先電話番号をご連絡ください

**津波により発生・漂着したがれき等の撤去を9月30日まで継続します**

下記のがれき等の撤去を、9月30日まで継続します。事業者が排出した廃棄物など回収できないものもありますので、ご希望の方はお問い合わせください。

◆撤去対象＝①津波により漂着したがれき等、②津波堆積物（土砂）、③津波の塩害で枯れたため伐採した樹木、④津波により損壊した家屋から生じたがれき等や家財（ただし、業者がリフォームする際に生じた廃棄物は対象になりません）

**問い合わせ** 震災廃棄物対策室☎214-8680

---

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261-1111代	太白区役所 ☎247-1111代	仙台市ホームページ <a href="http://www.city.sendai.jp/">http://www.city.sendai.jp/</a>
青葉区役所 ☎225-7211代	泉区役所 ☎372-3111代	仙台市携帯電話用ホームページ
宮城野区役所 ☎291-2111代	宮城総合支所 ☎392-2111代	<a href="http://www.city.sendai.jp/m/">http://www.city.sendai.jp/m/</a>
若林区役所 ☎282-1111代	秋保総合支所 ☎399-2111代	

(イ) 相談対応

震災廃棄物対策室にて電話にて受付・相談対応を行った。

ウ 農地がれき等（経済局実施）

(ア) 広報

宅地がれき等撤去に引き続き、7月1日から農地がれき等の撤去を開始するにあたり、6月27日に広報を行った（資料7-2-4）。

作業予定については、おおむね1週間単位で本市のホームページや各避難所、JA 仙台の高砂、七郷、六郷、中田の各支店と中央営農センター、仙台東土地改良区に掲示して、市民等に周知を行った。

なお、農業関連組織とつながりがあり農政を所管する経済局が主体となって事業を行った。

### 資料 7-2-4 農地がれき等広報

記者発表資料  
平成23年6月27日  
(担当)経済局農林土木課  
(内線)700-3559  
(直通)214-8543

**津波により農地に漂着したがれきの撤去を7月1日から開始します**

東日本大震災による大津波により農地に漂着したがれきの撤去を開始します。  
東部地域の農家の方々の一日も早い経営再建に向け、できるだけ速やかに撤去を進めたいと考えておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

**1 撤去の実施地区等**

撤去の実施地区は次のとおりで、作業予定などは、前もって、おおむね一週間単位で市ホームページ、各避難所、JA仙台支店等に掲示するなどしてお知らせいたします。

なお、農地のがれき撤去は、本年度末までに終える予定です。

(1) 宮城野区福室	(2) 宮城野区岡田	(3) 宮城野区蒲生
(4) 若林区六丁目	(5) 若林区荒井	(6) 若林区荒浜
(7) 若林区下飯田	(8) 若林区今泉	(9) 若林区三本塚
(10) 若林区二木	(11) 若林区種次	(12) 若林区井土
(13) 若林区藤塚	(14) 太白区四郎丸	

**2 撤去の進め方**

- (1) 撤去作業は、現場の状況にもよりますが、おおむね西側から東側に向かって、重機を使用して進めてまいります。
- (2) 撤去作業で農地を傷めないよう慎重に作業を行います。
- (3) 自動車や農業機械（トラクター、コンバイン等）については、事前に張り紙により告知の上、仮置き場等に一時移動し、ナンバーのあるものは所有者の確認を行います。

**3 作業の立ち会い**

大型重機を用いての作業となるため、作業中の立ち会いは不要です。なお、立ち会いを希望される場合は、安全確保のため、現場の職員や作業員の指示に従ってください。

**【参考】**

**※1 撤去の対象**

津波浸水地域の農地（田・畑 約1,800ヘクタール）、農道、農業用水路に漂着した「建築物等の残がい」や「流木」などのがれき、自動車等

**※2 堆積土砂等の撤去**

津波浸水地域内の農地に堆積している土砂等は、がれき撤去が終了した段階から撤去を開始する予定です。

#### (イ) 相談対応

農地がれき等の相談については、経済局にて対応を行った。

#### (3) 実績

##### ア 広報

- ・宅地がれき等撤去箇所のお知らせ期間：平成23年4月23日～7月22日
- ・宅地がれき等撤去箇所のお知らせ回数：14回
- ・残がれき等撤去のお知らせ「被災された方のための生活支援情報」掲載（計3回）  
平成24年5月30日、7月25日、8月29日

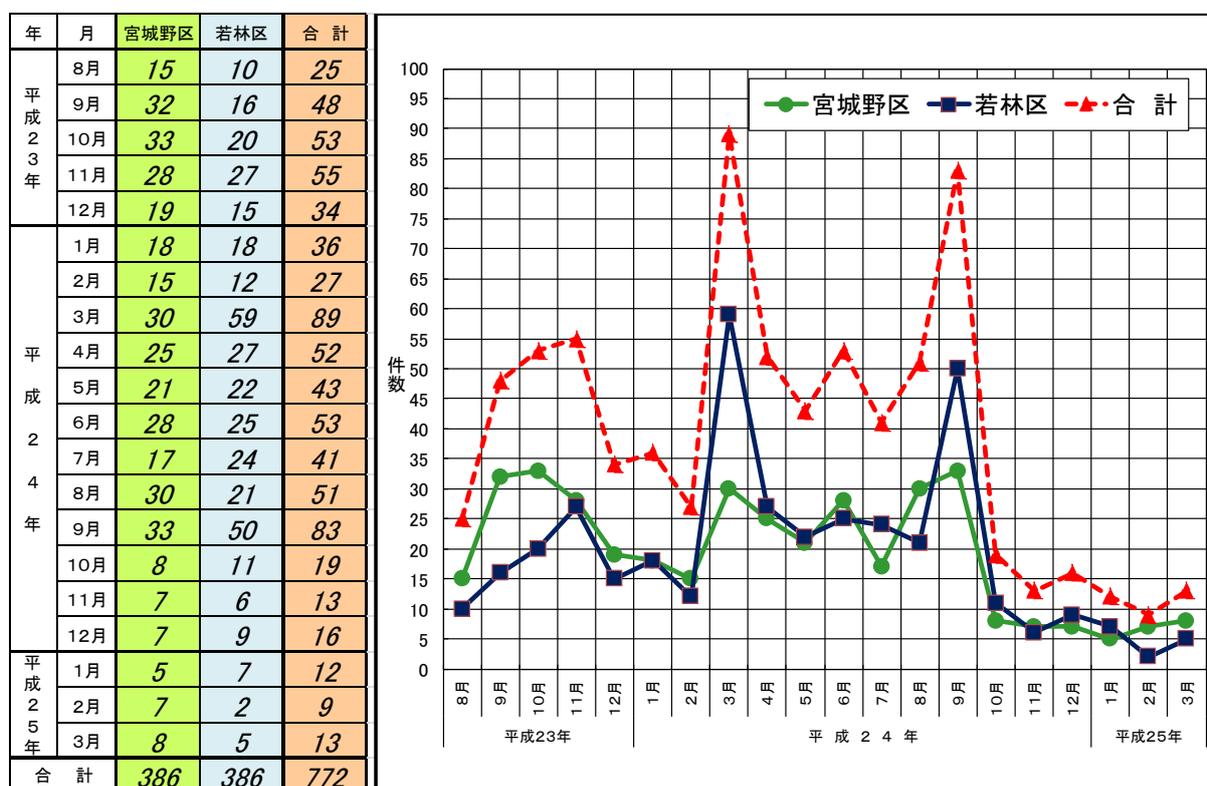
## イ 相談対応

相談件数は表 7-2-1, 表 7-2-2 のとおりである。

表 7-2-1 相談件数

受付対応	相談期間	相談回数
環境部	平成 23 年 4 月 14 日～5 月 9 日	649 件
委託業者 (コールセンター)	平成 23 年 4 月 30 日～8 月 31 日	578 件
震災廃棄物対策室	平成 23 年 8 月～平成 24 年 3 月	367 件
震災廃棄物対策室	平成 24 年 4 月～平成 24 年 9 月	323 件
震災廃棄物対策室	平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月	82 件
合 計		1,999 件

表 7-2-2 残がれき相談件数の推移



### (4) 課題と対応

専用ダイヤルで相談者から電話を受けた職員，委託先のオペレーターが，相談に対して統一した回答をする必要があるため，Q&A 方式のマニュアルを作成し対応にあたった。当初は方針が定まっていない事案も多く，対応に苦慮したが，方針が定まる都度，細かく Q&A を更新し，市民からの問合せに可能な限り答え，必要な情報を提供できるよう工夫した。

### **(5) 将来に向けた課題等**

承諾を得なくても、がれき撤去を可能としたため、がれき撤去の工程や撤去方法の周知を徹底することが必要不可欠であったが、震災後、親戚宅等、避難所以外の場所に移った方もおり、十分に周知が図られたとは言えない状況となった。

将来、同様の震災廃棄物処理が必要となった場合において、体制を含めた状況を把握しつつ、広報・周知のあり方を検討し、より適切な方法を選択することが重要である。

## 2. 撤去体制・撤去方法

### (1) 概要

行方不明者捜索の進捗及び搬入場の造成完了後に本格的ながれき等の撤去を開始した。

早急に撤去を行うには、相当な重機、運搬車両、労務者が必要となったため、発災直後の道路啓開作業、不明者捜索等の作業に取り掛かっていた（一社）仙台建設業協会（以下「仙建協」という。）の各会員会社及び宮城県解体工事業協同組合（以下「解体協」という。）との災害協定に基づき、撤去を行った。

撤去作業は、生活の再建や生活環境の保全を図るため、平成23年4月からは、道路啓開に伴い発生した道路がれき等及び宅地がれき等の撤去、これらが概ね完了した平成23年7月からは、農地がれき等の撤去を行い、平成23年12月にがれきの撤去を完了した。津波堆積物の撤去は、平成24年3月に完了した。

なお、宅地がれき等撤去完了後、住民が自宅を片付ける際に発生した津波漂着がれき等(以下「残がれき等」という。)は、住民からの撤去依頼に応じて平成23年9月から平成25年3月まで回収を行った。

### (2) 撤去実施主体

本格的な撤去を開始するに当たり、関係機関と協議し、宅地周り及び仙台港周辺の工業・商業地域は環境局において、農地内は農政を所管する本市経済局において、各公共施設内は公共施設管理者が行うこととした。

ただし、発災直後から道路及び公園管理者の依頼に基づきがれき等撤去を行っていた仙建協から、がれき等撤去に関する窓口を一本化するように要請があったため、平成23年4月からは、環境省に国庫補助の対象であることを確認の上、道路及び公園についても環境局にてがれき等の撤去を行うこととした。

企業敷地内の津波漂着がれき等は、平成23年5月に環境省に国庫補助の対象であることを確認の上、環境局にて撤去を行った（自社商品等の事業者の廃棄物は、第5章第2節「浸水地区の事業ごみの処理」を参照）。

### (3) 道路がれき等、宅地がれき等

#### ア 発注作業

早急に道路がれき等及び宅地がれき等の撤去を行うには、相当な重機、運搬車両、労務者が必要となったため、発災直後の道路啓開作業、不明者捜索等の作業に取り掛かっていた仙建協に指示書による発注を行った。ただし、仙建協は、共同受注権がないため、会員会社と個別に契約を結ぶ必要が生じ、契約数は延べ80件程度となった。

積算方法を検討した結果、重機、運搬車両、労働作業員の構成による作業形態から、土木積算による積算方法が適しているものと判断した。なお、諸経費について環境省は、阪神・淡路大震災時の損壊家屋解体費と同じ取扱いとする見解であったが、広域に散在したがれき等を分別・収集することから、機械、人材、燃料等の調達に相当な経費が掛かるため、土木工事と同様の経費が必要と判断し、環境省に要望した。結果、平成23年5月2日に改正された国庫補助金交付要綱の取扱いを示した通知である「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」により、土木工事積算基準の共通仮設費、現場管理費、一般管理費

等の計上が認められた。

なお、仙台港周辺の工業・商業地域の撤去は、仙建協だけでなく、解体協にも依頼した。

## イ 撤去順序

道路啓開作業の際は、道路脇にがれき等を寄せていたため、宅地内に重機が入り込めない状況であったことから、まずは道路がれき等の撤去から開始した。

宅地がれき等の撤去は、当初は地区ごとに行う予定であったが、浸水地区の住民から早急な撤去要望を受けた。そのためには十分な重機、運搬車両、労務者の確保が課題となったが、仙建協の尽力により確保することができ、すべての浸水地区にて同時に撤去を開始した。

仙台港周辺の工業・商業地域のがれき等の撤去は、生活再建の早期確保の観点から宅地がれき等の撤去を優先したため、作業体制を確保できた段階から開始した。

## ウ 撤去方法

### (ア) 現場での粗分別

がれき搬入場（以下「搬入場」という。）に搬入してから分別を行うと、搬入場内に分別するためのスペースが必要になること、処理効率が低下することが考えられたため、撤去現場において、可燃物、不燃物、資源物に分別した。

撤去現場にて、撤去を要するものかどうか判断ができず、所有者が特定できないものは、張り紙を張り、事前告知を行った上で撤去を行った。

また、コンテナを撤去する際は、切断した上で運搬する必要があったことから、所有者を調査後、撤去が必要なものはまとめて撤去を行った。

### (イ) 貴重品・思い出の品の対応

撤去作業の際に見つかった貴重品・思い出の品等は、環境局職員が回収することとした。（詳細は、第7章第2節「貴重品・思い出の品の取扱い」を参照）。

### (ウ) 電柱

倒壊した電柱については、NTT、東北電力に確認した結果、2社で撤去することとなったため、当該事業では撤去しない取扱いとした。ただし、倒壊した電柱の電線が撤去作業時に支障となった場合は2社に了解を得てから撤去時に切断した。2社による電柱撤去完了後、2社の所有物でない電柱が残置されたため、残がれき等で撤去を実施した。

### (エ) 家屋

基礎が離れ分別解体が不可能であり、ミンチ解体しか出来ない家屋については、損壊家屋解体撤去業務担当と協議し、がれき等撤去業務の中で撤去することとした。撤去の際は、可能なかぎり、所有者から了解を得てから撤去するよう努めた。

なお、基本的に土地に定着しているものは、撤去を行わないこととしたが、上屋が流され基礎のみ残っている家屋については、将来撤去する際、簡易に撤去出来るよう基礎コンクリートに定着している木材の撤去を指示した。

### (オ) 流木

そのままの状態では、運搬車両に積載することができなかつたため、チェーンソー等で切断した。また、撤去の際は、木材の再資源化についてノウハウを持っている宮城県森林整備業協同組合に協力を依頼し、資源化の促進に努めた。

### (カ) 被災自動車

被災自動車については、基本的に（一社）日本 ELV リサイクル機構（以下、「ELV」という。）が撤去を実施したが、ELV が撤去時に使用していたクレーン付トラックで回収できない自動車については、仙建協が重機を使用して撤去を実施した。



写真 7-2-1 道路がれき等撤去



写真 7-2-2 道路がれき等撤去



写真 7-2-3 宅地がれき等撤去



写真 7-2-4 宅地がれき等撤去

## (4) 残がれき等

### ア 発注・積算

円滑に撤去を行うため、道路がれき等及び宅地がれき等の撤去業務を行い、撤去の要領及び浸水地区の土地勘を把握した仙建協の業者の中から宮城野区、若林区各1社に業務委託した。積算方法は、道路がれき等、宅地がれき等撤去業務と同様に実績に基づき行った。

## イ 撤去方法

住民が自宅を片付けた際にまとめた下記のものを中心に回収することとし、宅地がれき等と同様に現場にて粗分別を行った上で搬入場に搬入した。

- ・津波により漂着したがれき等
- ・津波堆積物（土砂）
- ・津波の塩害で枯れたため、伐採した樹木
- ・津波により損壊した家屋から生じたがれき等・家財（業者がリフォームする際に生じた廃棄物を除く）

撤去依頼の受付状況及び作業の進捗状況により、受付時に撤去日時を回答することはできなかった。そのため、撤去日時が決定した時点にて、委託業者から依頼者へ連絡することとした。また、撤去依頼の受付は、震災廃棄物対策室への電話による申込みとしたことから、各委託業者と週1回打合せを行い、1週間分ごとの受付データを委託業者に渡すとともに、作業の進捗状況を確認し、情報共有を図った。



写真 7-2-5 残がれき等

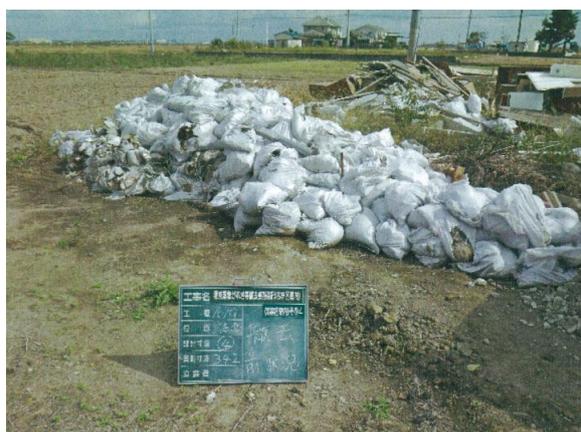


写真 7-2-6 残がれき等

## (5) 安全対策

撤去作業にあたり、以下の安全対策を実施した。

### ア アスベスト

家屋が損壊しているため、アスベスト等がすでに飛散している可能性があったことから、現場で働く作業員全員に N95 以上の防塵マスクを着用するよう徹底した。

また、廃石綿の混入が疑われるがれき等に関しては、散水し湿潤状態にしてから運搬するよう指示した。

### イ PCB

環境省から通知された「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について」により、適切に対応するよう撤去業者に通知を配布し、徹底した。結果的に撤去した PCB の入ったコンデンサは2個あり、搬入場の危険物置場に流出防止策を施して保管した。

## ウ 被災自動車

電気自動車やハイブリット車は、高電圧の蓄電池が搭載されているため、被災車両に当該車両がある場合は、ELVに撤去を依頼した。

### (6) 農地がれき等（経済局実施）

宅地がれき等の撤去作業完了の見通しが立ってきた7月から、農地がれき等の撤去に着手した。農地は約1,800haと広大であり、仙建協54社により5班を編成し、農地に漂着した流木や車両などの様々ながれきについて、不整地運搬車を用いて農地内の集積箇所まで運搬した後、分別を行いがれき搬入場へ搬出した。

農地においては宅地内とは異なり、大きながれきを撤去しても、大量の細かいがれきが混入している津波堆積物があったため、津波堆積物専用の集積場を増設し搬出を行った。また、発災時点では雑草はなかったが、7月になると雑草がおい茂ってがれき撤去をする前に除草作業が必要となった。

なお、JA仙台及び仙台東土地改良区と連携し、被災農業者を雇用し、延べ1,202名の農業者ががれきの撤去作業に従事した。撤去の完了時期は平成23年12月、延べ撤去量は100万m<sup>3</sup>に達した。

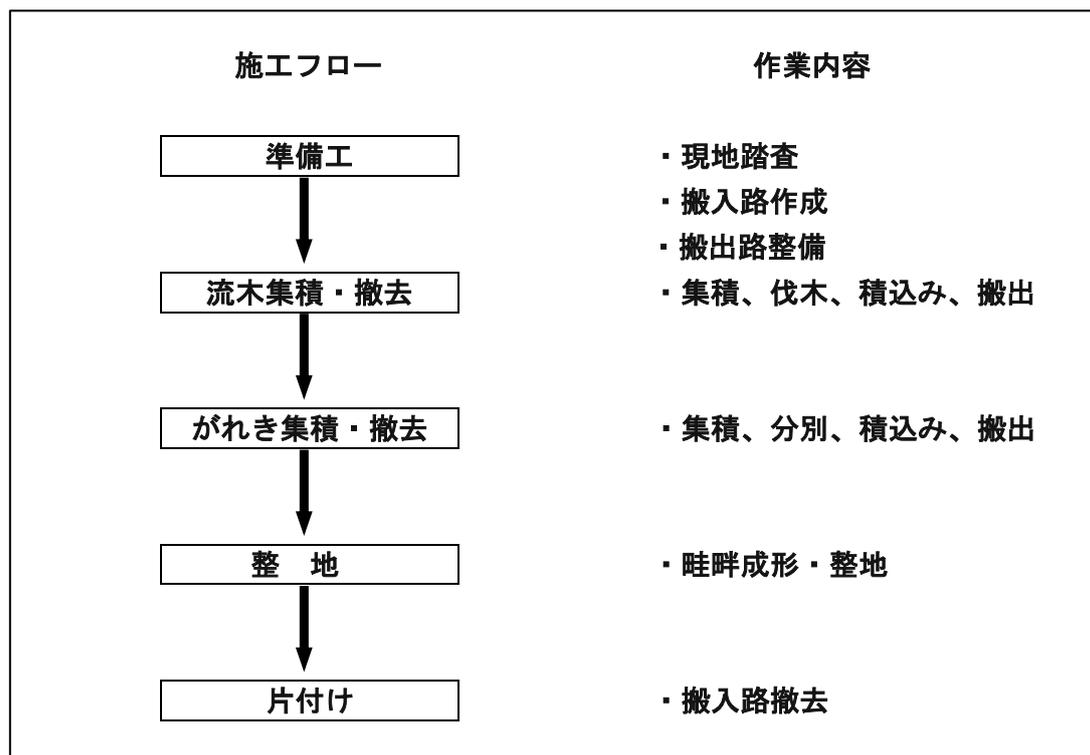


図 7-2-5 農地がれき等撤去施工フロー及び作業内容



写真 7-2-7 農地がれき等撤去（流木切断）



写真 7-2-8 農地がれき等撤去



写真 7-2-9 農地の津波堆積物撤去



写真 7-2-10 農地の除草

**(7) 実績（環境局実施分）**

がれき等の撤去実績は表7-2-3のとおりである。

表7-2-3 がれき等の撤去実績

業務略称	撤去箇所	撤去期間	撤去数量 (空m <sup>3</sup> )
宮城野区道路がれき等	宮城野区内道路	H23年4月4日～ H23年6月30日	35,400
若林区道路がれき等	若林区内道路	H23年4月15日～ H23年6月30日	68,800
宅地がれき等	仙台港周辺を除く宅地周り	H23年4月22日～ H23年8月12日	562,400
仙台港周辺がれき等	仙台港+仙台港背後地	H23年5月6日～ H23年9月15日	76,600
残がれき等	津波浸水地区全域	H23年9月2日～ H25年3月26日	39,400
合計			782,600

## (8) 課題と対応

### ア 積算

がれき等の量及び作業量を詳細に把握することは困難であった。そのため、仙建協には各会社が使用する重機台数、労務人数等の提出を依頼し、積算を行い、設計金額を設定した。一度に59社の積算を実施する必要があったが、当時、担当土木職職員が2人しかおらず、積算を簡便にするため、当初設計は重機・運搬車両の種類を数種類に絞り、積算した。

平成23年7月～9月にがれき等撤去が概ね終了し、精算変更、完了手続きの事務量がピークを迎えた。稼動した重機、運搬車両、労務人数を計上する出面による積算形態であったため、当該数量が適正に稼動していたことを日報、写真等で確認する必要があったため、業務が多忙となった。

前述のとおり、担当土木職員は2人のみであり、業務遂行は困難な状況であったことから、他都市へ応援職員の派遣を依頼し、その結果6人体制で業務を遂行することができた。

### イ 情報共有

宅地がれき等撤去業者は51社となり、行政側から各社に指示を出すことは非効率となり情報共有が図れなくなることから、エリアごとに4班に分け、各班に班長会社を設定し、環境局からの指示を各班に伝達してもらうこととした。

事案に対するルール作成及び住民からの相談内容の伝達、並びに業務報告等のため、定期的に班長会社と環境局担当者の打合せを行った。当初は現場終了後、毎日行っていたが、ルールが概ね確立した頃からは、週3回のペースで実施した。

また、作業日毎に作業箇所を県警に報告し、撤去作業と同時に不明者捜索が出来るよう県警と連携を図った。

### ウ 住民からの津波堆積物の早期撤去要望

比較的復旧作業が早く、被害が少なかった浸水地区では、住民から津波堆積物の撤去の依頼が頻繁にあった。依頼の度に撤去を行うことは非効率であったため、地元町内会の協力を得た上で、回収日を設定し、チラシにより周知をした上でまとめて回収を行った。

### エ 残がれきの撤去時期

残がれきの撤去は、受付から撤去まで3か月ほど時間を要する場合があった。特に受付期限であった平成24年3月及び9月は依頼が集中したため、受付の際は依頼者に時間を要することを説明し、撤去体制を強化する等、迅速な撤去に努めた。

## (9) 将来に向けた課題等

がれき等の撤去に関しては「仙台市震災廃棄物等対策実施要領」に基づき環境部が実施することとなったが、当初は業務の特性からメインとなる土木職員が、3名しかおらず、繁忙を極めた。平成23年5月1日に「震災廃棄物対策室」が発足したものの土木職員は、2名に減数となり、業務体制は悪化することとなった。

がれき等撤去は、復旧の初期段階にピークとなる業務であり、復興が本格化するまでの間、全庁的に俯瞰し特に土木職員を融通するなどの対応が必要となる。

また、がれき撤去時は所有者の立会いが困難であった。がれきは所有者にとっては財産であり、撤去後に返還を求める相談が多かったことから、所有者への丁寧な対応が求められる。

防災集団移転区域など、復興事業の進捗により、被災後、相当の時間が経過してからがれき等が発生する場合が生じる。国庫補助金交付事業期間に回収が出来ない場合が少なからず生じるため、早い段階から他の関連する復興事業と調整することが必要となる。

### 3. 貴重品・思い出の品の取扱い

#### (1) 概要

津波により、貴重品や個人にとって価値のあるアルバムや位牌などの思い出の品も流されたことから、がれき等撤去を行うに当たり、それらを分別回収し、被災者のもとへ返還できる取扱いを検討した。

貴重品を取り扱うことから、責任ある者が回収を行う必要があるため、本市職員が回収を担当し、日当り最大44人が作業にあたった。

回収された貴重品1,120点は、所轄警察署に届け遺失物として取り扱われた。思い出の品9,780点は、一時保管後、ボランティアの方が中心となり写真等を洗浄後、被災者の方が閲覧・返還ができるよう展示する場を設けた。閲覧等については、各区役所が担当となった。

#### (2) 回収

##### ア 体制

貴重品、思い出の品を回収する立会い担当者数について検討した結果、撤去作業を行う重機4台に1人の割合とするため、40人配置することとした。当該職員の取りまとめ役として配置した環境部の「現場対応リーダー」4人を合わせ計44人体制で回収作業を行った。なお、環境局内で人数を確保できなかったため、全庁に応援依頼し作業従事職員を確保した。

##### イ 現場対応

従事する職員のために、現場対応リーダー、立会い担当者用にマニュアルを作成した。

回収した貴重品はまとめて現場リーダーが所轄警察署に届け、思い出の品は賃借した倉庫に保管した。

また、作業従事職員休憩所や回収物を一時保管する場所が必要となったため、搬入場に隣接した箇所作業小屋を設けた。

#### (3) 閲覧展示

宮城野区・若林区がそれぞれ主体となり、区災害ボランティアセンターと協力して行われた。

展示・引き渡しは、土日祝日を含む5月12日（木）から7月31日（日）の午前10時から午後5時まで行われた。

表 7-2-4 閲覧展示概要

	宮城野区	若林区
来場者数	3,016 人	7,789 人
返却数	4,457 点	14,022 点
ボランティア従事数	564 人	約 810 人



写真 7-2-11 アルバム等の展示状況



写真 7-2-12 洗浄作業状況

資料 7-2-5 現場対応リーダー・立会い担当者用マニュアル（抜粋）

**○携行品**

- ・携帯電話、デジタルカメラ、ラジオ（一人各1台）
- ・様式 回収袋記入用紙、「位牌・アルバム等」回収票、「貴重品」回収票、
- ・回収袋
- ・マジック、セロテープ、バインダー、軍手、ゴム手袋、保護めがね、防塵マスク、ヘルメット、腕章
- ・立会市民用貸与グッズ（ヘルメット、防塵マスク、軍手）
- ・被服（作業着（上下）、雨衣、安全靴、長靴を現地事務所にサイズ別に準備、使用された方は基本返却、引き続き作業に従事される方は各自持参または保管）
  - ※ ご自身で当該被服をお持ちの場合は、極力そちらをお使いください。
  - ※ 携行品等にしては、現地事務所に準備（不足時はリーダーまで申出）
  - ※ 本マニュアルは各人持参

**○ がれきの撤去作業の立会い、個人的価値物・貴重品の回収**

- ・1グループ（2名）体制で、個人的価値物と貴重品の回収、作業の安全確認や立会住民への対応、撤去事業者等からの問合せに対応する。

①撤去事業者から連絡を受けて品物の回収を行う。

個人的価値物：位牌、アルバム等  
貴重品：貴金属、金庫、財布・カード類・現金

※「位牌・アルバム等」は区役所へ、「貴金属等」は警察署へ引渡すため、同一の場所で回収した物であっても、別々の袋に入れるものとする。

- ・回収袋記入用紙を記載し、袋ごとに証拠写真を撮影する。

- ・回収物の内容に応じて、「位牌・アルバム等」回収票または「貴重品」回収票を記入する。
- ・回収物及び回収袋記入用紙を回収袋に詰める。
- ・受け持ちの撤去事業者から同時に、回収の連絡を受けた場合は、回収物をより分けておくよう指示し、後ほど回収する。
- ・回収後、回収袋を車両に搬入し施錠する。なお、回収袋が多量になった場合には、現地事務所に仮置きする。

**【現場での注意事項】**

※立会日時等：原則として月～土曜日の9：00～17：00（日曜日に行わない）

※昼食・休憩：適宜昼食及び休憩をとること。

※トイレ：現地事務所や各作業現場の仮設トイレ、各搬入場の仮設トイレ等を使用すること。

蒲生搬入場（海岸公園野球場：宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第2）

荒浜搬入場（消防ヘリポート：若林区荒浜字今切29-2）

井土搬入場（海岸公園冒険広場：若林区井土字開発139-1）

※津波：現場に到着した際は、避難経路を確認すること。適宜ラジオにより津波情報を確認すること。津波警報が発令された場合は、作業を中断して車のクラクションを鳴らし続け、現場の作業員や立会住民に知らせ、至急仙台東部道路以西に移動すること。避難後は、現場対応リーダーへ報告すること。

**Q&A**

**Q1 位牌やアルバム以外の回収対象は？**

A1 賞状、文集、葉書・手紙、ノートパソコン、携帯電話などを想定している。なお、思い出の物と想定され、個人の特定が容易な物を立会担当者の判断で回収してもよい。

**Q2 貴重品の回収対象は？**

A2 宮城県警と協議のうえ、対象を貴金属、金庫、財布・カード類・現金としている。

**Q3 傷みが激しい物も回収するのか？**

A3 位牌・アルバム等は、後日、市民向けに縦覧のうえ引渡しを行うため、痛みが激しくその物として価値がない物や、持ち主が判別できない物（位牌の脚部のみ、顔が判別できない写真、文字が読めない葉書等）は回収しない。なお、警察署に届ける必要のある貴重品は傷みがあっても回収する。

**Q4 持参できないほど重量のある（大きい）物は回収するのか？**

A4 回収が容易でない物は、回収しない。なお、大型金庫を発見した場合には、現場対応リーダーに連絡して指示を仰ぐものとする。（警察または消防対応）

**Q5 既に位牌・アルバム、貴重品が回収され道端にまとめられているが、回収するのか？**

A5 回収者が特定できる場合には確認を行う必要がある。なお、特定できない場合には、市として回収する。

**Q6 位牌・アルバム等は回収後どうするのか？**

A6 環境局から各区へ引渡し、区が展示・引渡しの準備を行う。  
土日祝日を含む5月12日（木）から7月31日（日）の午前10時から午後5時まで、次の場所においてアルバム（写真を含む）・位牌等の展示及び引渡しを行っている。  
宮城野区内で回収した品の展示：東部市民センター3階体育館  
若林区内で回収した品の展示：若林区中央市民センター別棟3階ホール

**Q7 貴重品は回収後どうするのか？**

A7 環境局から警察署（宮城野区分は仙台東警察署、若林区分は仙台南警察署）に遺失物として届出を行う。

**（4）課題と対応**

月～土の毎日、回収作業を行うため、応援職員はローテーションしながら参加することになり、作業内容の周知が課題となった。対応として、詳細な作業マニュアルを作成し、数回に分け説明会を開催し、作業内容の周知に努めた。

### 第3節 被災自動車の撤去・処理

#### 1. 処理体制の構築

##### (1) 概要

津波等により被災した自動車（以下「被災自動車」という。）は、地域防災計画及び要領において適正処理困難物と位置づけ、自動車解体業者等の関係業者による回収を原則とし、その撤去及び処分は所有者が行うことと定めていた。

東日本大震災においては、地域防災計画等で想定していなかった津波による甚大な被害を受け、多数の被災自動車が発生した（平成23年3月下旬時点において、本市内では、国土地理院から提供された被災直後の航空写真による調査において、約9,700台）。このような状況に対して、国は、平成23年3月25日に、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について」通知を発出し、被災自動車の撤去に係る留意点や処理方法等について取扱いを示し、同年5月2日に「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」を改正し、被災自動車の撤去・処理についても国庫補助対象事業とした。また、環境省及び経済産業省の要請により、同年3月28日に自動車解体業者団体の（一社）日本ELVリサイクル機構（以下「ELV」という。）等により災害車両処理対策本部（以下「ELV対策本部」という。）が立ち上げられた（図7-3-1）ため、本市は、同年4月1日に、法人格を有するELVと「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理業務に関する基本協定書」（以下「協定」という。）を締結し、被災自動車の処理に着手することとした。

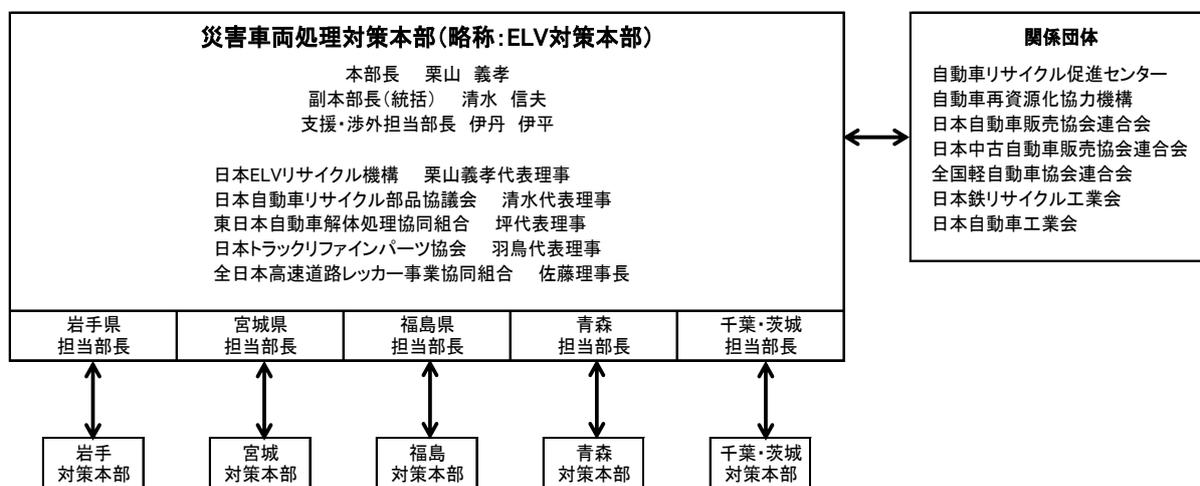


図 7-3-1 被災自動車の処理スキーム

##### (2) 実施方法

協定に基づき、本市とELVの役割を分担し、各々の業務で生じた費用については、それぞれが負担することとした。

主な役割分担として、ELV対策本部が“発生場所から一時保管場所までの運搬”，“一時保管場所の現場管理”，“移動した被災自動車の情報整理（リスト化）”，“自動車リサイクル法に基づく処理”等を担い、本市が“事業の総括”，“一時保管場所の確保”，“所有者等の搜索及び意思

確認等”，“市民の問合せ対応”等を行うこととした（表 7-3-1）。

さらに、同年7月1日には、「一時保管の必要がなくなった被災自動車の処理に関する業務」について、ELVの役割分担を明確化するために、ELVと「被災自動車の処理に関する覚書」（以下「覚書」という。）を交わし、処理対象とする被災自動車の定義、自動車リサイクル法等に基づく処理、引取業者及び解体業者等詳細を定めた（表 7-3-2）。

表 7-3-1 ELV と市の業務分担

事 項	ELV	仙台市
運 搬 ・ 処 理	実施	ELV への具体的指示
一 時 保 管 場 所	現場管理	確保
情 報 整 理	車両番号，車種，車体番号， 写真等の整理	情報の公告・ホームページ公表
所有者等への支援	処理支援	所有者等検索，連絡，意思確認， 問合せ対応

表 7-3-2 ELV が実施する被災自動車の処理

事項	留意点
処理対象となる被災自動車の定義	次のいずれかに該当する被災自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が所有者等の意思を確認して処分を委ねられたもの。</li> <li>・市が公告してから3か月が経過し，所有者等と連絡不通のもの。</li> <li>・車体番号及びナンバープレート等が不明で，所有者等が確知できないもの。</li> </ul>
処理方法	自動車リサイクル法等に基づくこと。 被災自動車のフロン類回収・解体・破砕前処理を行う事業者（以下「解体業者等」という。）は，運搬等業務に従事した者に限ること。 ELVは，被災自動車の状態等を勘案し，解体業者等に対して，公平・平等な方法により被災自動車を配分すること。
所有者等への支援	処理支援

### （3）課題と対応

被災自動車の市による処理は、従来想定していなかったが、国により、ELV対策本部が迅速に立ち上げられたこともあって、速やかに処理体制を構築できた。また、被災自動車の処理業務がボランティアで行われた（ELVが処理対象となった被災自動車（有価物）を傘下業者に配分することとした）ため、市の事務費用もほぼなく（一時保管場所の整備（アスファルト舗装）を除き、コールセンター運営及び撤去時の交通誘導員配置に関わる0.3億円のみ）、効率的な処理体制を構築することができた。

### （4）将来に向けた課題等

被災自動車は、火災防止及び感電等防止のため、迅速かつ安全な撤去が求められ、また、私

財であることから、丁寧な作業が求められるため、関係業界による処理体制の構築に向けた事前の備えが必要である。なお、ELVのボランティアによる被災自動車の処理の仕組みは、概ね良好に機能したと考えられるが、一方で、ELVに属さない同業者からの相談が市に寄せられた。ELVを統括し得る関係団体（自動車リサイクル法の指定法人（公財）自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」という。）、自動車メーカー・インポーターの関係団体等）との連携についても、必要に応じて、検討する必要がある。

## 2. 広報・相談対応

### （1）概要

被災自動車に係る問合せについて、職員のみでの対応が困難となったことから、業務委託によりコールセンターを開設した。受け付けた相談については、職員が後日電話等により、処理に関する意思確認等を行った。また、公告及びホームページ掲載を行った。

### （2）実施方法

コールセンター委託業者の選定に当たっては、市粗大ごみ受付センターにおける実績と迅速かつ正確に業務を遂行できるノウハウと人材を兼ね備えていた（株）NTTソルコ東北支店に対して、特命随意契約した。

また、一時保管した車両の管理番号と車両の特徴、発見場所を記載し、随時、本庁舎掲示板への公告や本市ホームページに掲載等して情報提供を行った。

### （3）実績

被災自動車専用ダイヤル（コールセンター）及び公告の実績は下記のとおりである（表7-3-3, 7-3-4）。

表 7-3-3 被災自動車専用ダイヤル（コールセンター）

受付期間	平成23年4月6日～平成24年3月30日（受付日数276日）
問合せ件数	2,274件

表 7-3-4 公告

公告回数	9回
車両台数	5,849台

※道路部署（建設局道路管理課）が所管していた場所から仙台港背後地土地区画整理事業地内3号公園用地に一時移動し、公告した車両467台を除く。

### （4）課題と対応

被災自動車専用ダイヤルへの問合せ件数2,274件に対して、直接所有者等と連絡ができたのは、967件に留まった。問合せ時の連絡先に電話したものの、留守等が多く、対応に苦慮した。

### (5) 将来に向けた課題等

被災自動車専用ダイヤルにて直接回答できた問合せにおいても、後日、市から連絡する体制としたため、対応に時間を要した。必要に応じて、委託先に職員を配置するなど相談対応体制を検討する必要がある。

## 3. 撤去・処理

### (1) 概要

ELV との協定締結後、平成 23 年 4 月 5 日から道路啓開作業に係る撤去から着手した。その際、道路上の作業となることから、本市は、業務委託により交通誘導員を配置した。

次に、4 月 15 日からは、宅地内の被災自動車へ貼紙による撤去告知を行い、4 月 19 日から一時保管場所の蒲生搬入場への移動を開始し、6 月初旬までに ELV 対策本部により被災自動車を撤去した。なお、油類及び有害物質による土壌汚染を未然に防止するため、被災自動車の保管場所は、予めアスファルト舗装した。

その後、6 月 6 日からは、ELV 対策本部傘下の県内事業者が主体となって、撤去を継続し、平成 24 年 12 月に全ての撤去を完了した。

なお、処理については、所有者等へ引き渡したほか、所有者等から本市へ処理を委ねられた車両や所有者不明の車両を自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として解体業者へ引渡し処理を行い、平成 25 年 1 月に全て完了した。

### (2) 実施方法

現地調査は、ELV 対策本部と本市職員の混合 3 班編成（1 班 4 人体制）で実施し、被災自動車一台ごとに管理番号を付し、一時保管場所への移動告知を貼付、写真撮影、車種・色・ナンバープレート・車台番号等の情報を収集して管理台帳を作成した。

撤去作業は、道路啓開に伴う被災自動車から着手し、以後、移動告知期間を終えた車両から順次、一時保管場所へ移動した。6 月初旬までに ELV 対策本部傘下の 36 都道府県 153 事業者がボランティアで従事し、約 4,000 台の車両を撤去・移動した。6 月 6 日からは県内の解体業組合の宮城県中古車自動車解体再生部品卸協同組合（ELV の団体会員）が主体となって業務を継続し、平成 24 年 12 月までに 6,450 台の車両を撤去・移動した。

一時保管場所へ移動した車両は、ELV 対策本部が受入・保管・処理業者へ引渡しまでの現場管理を担い、本市は、管理台帳を基に一時保管場所における各車両の保管位置を追記するなど情報を整理し、運輸支局へ照会し所有者の検索を行うと同時に、本市の公報・ホームページに掲載し、所有者等の確認を行った。公告期間は 3 か月と設定し、期間を経過して所有者等が特定できない車両は、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として解体業者へ引き渡した。

なお、処理業者については、ELV との協定に基づき、被災自動車の撤去・移動業務に従事した事業者に限ることとし、各解体業者への配分についても、破損状態や解体業者の処理能力等を勘案して ELV 対策本部が調整を図り、決定した。

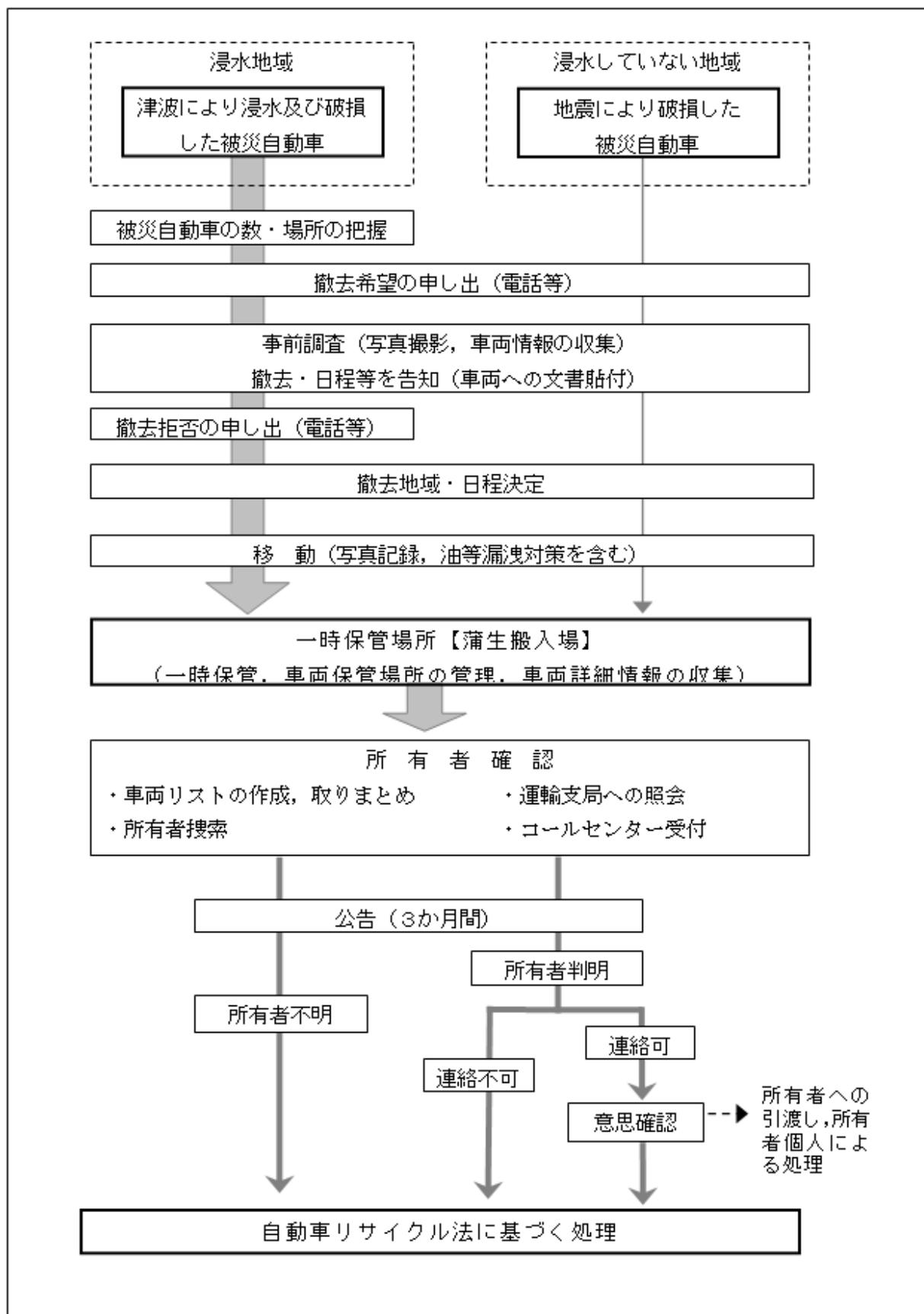


図 7-3-2 被災自動車処理フロー

### (3) 実績

表 7-3-5 実績一覧

(1) 被災自動車の推計	9,700 台	航空写真確認
(2) 一時保管場所へ移動した車両	6,450 台	(4) + (5)
(3) 所有者等が判明した車両	1,978 台	(2) の内数
(4) 本市が ELV へ処理依頼した車両	6,162 台	
(5) 所有者等に引き取られた車両	288 台	(3) の内数
(6) 所有者等から本市に処理を依頼された車両	996 台	(3) の内数
(7) 所有者等と連絡できなかった車両	694 台	(3) の内数
(8) 所有者等不明の車両 (車台番号不明)	4,472 台	(4) の内数

### (4) 課題と対応

被災自動車の撤去に着手した当初、調査、撤去及び移動に当たり、被災自動車か否かの判断と建物が損壊したことによる現場位置の把握が困難なケースも散見したことから、所有者等とのトラブルが発生した。これは、立ち会う職員が固定されず、情報の共有がなされなかったことも要因として考えられた。

このため、平成 23 年 5 月から、青葉環境事業所及び泉環境事業所から、浸水地域に土地勘がある職員 4 人 (各事業所 2 人) と廃棄物指導課 (震災廃棄物対策室兼務) 2 人の職員配置を固定し、それぞれの班に、本市職員 2 人と ELV 対策本部 2 人計 4 人を配置し、全 3 班体制により業務を行った。その結果、情報の共有化が図られ事業を円滑に進めることができた。

所有者等の確認については、コールセンターの受付簿・運輸支局への照会のほか、本市ホームページへ車種やナンバー、車両の特徴を記したリストを公表した。国の指針等に基づき、公表は 3 か月を期限とし、期限を過ぎた車両については順次所有者等不明として取り扱い処理したが、その後、所有者等から「車両を確認したい。」、解体業者から「所有者に処理を頼まれたので車両を引渡してほしい。」などの問合せが寄せられたが、処理した経緯を説明したうえで一件ずつ了承を得たところである。

また、所有者等による車載荷物の確認については、予め日程を調整し、当初は金曜日と土曜日だけの対応としていたが、所有者等の要望に応じて、平日・休日を問わず、職員が交代で 211 件の対応に当たった。

### (5) 将来に向けた課題等

被災自動車の処理については、他の震災廃棄物と異なり、廃棄物としての処理ではなく、拾得物として所有者等の確認を経てから、自動車リサイクル法に基づき処理した。

地元自動車解体業者と協定を予め締結するなど、迅速に撤去・移動・処理できる体制づくりを進める必要がある。

## 4. 自動二輪車の撤去・処理

### (1) 概要

津波等により被災した自動二輪車（以下、「被災二輪車」という。）の撤去は、宅地周りのがれき及び農地内のがれきの撤去作業等と併せて実施し、分別回収した。

（公財）自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」という。）が所掌する二輪車リサイクルシステム（以下「リサイクルシステム」という。）の活用を念頭に置いて、分別回収・所有者等の確認（公報，市ホームページ）を行い，JARC と協議の末，リサイクルシステムにより処分した。なお，再資源化費用は，メーカー等が負担することとし無償とした。

また，JARC が指定する引取場所（以下，「指定引取場所」という。）までの収集運搬については，市内で唯一のメーカー等が指定する引取場所と業務委託契約を締結し，その後メーカー等の再資源化施設（青森県八戸市）へ運搬され再資源化された。

### (2) 実施方法

#### ア 被災場所からの撤去

宅地周りのがれき及び農地内のがれき等撤去作業から発生した被災二輪車に，発生場所を記したシールを付し，荒浜小学校校庭及び農業園芸センター市民農園に一時仮置きした。その後，農業園芸センター市民農園や搬入場（蒲生・荒浜・井土）に搬入された金属類，混合廃棄物等の選別作業等により発見した被災二輪車全てを荒浜小学校校庭に後方輸送し保管した。

#### イ 所有者等の確認

全車両に管理番号を付し，発生場所・車種・ナンバープレート等の情報を公報・市ホームページで公表した。

#### ウ リサイクル手法の検討

被災二輪車は，金属として売却することもできたが，リサイクル推進及び適正処理するため，メーカー等によるリサイクルシステムを活用することとした。被災二輪車 481 台について，公告期間3か月を経過した平成 24 年 9 月 18 日に，JARC に対して，リサイクルシステムの利用申請を行った。その後，JARC の担当者 2 名が現地調査し，メーカー・車種・車台番号を確認し，リサイクル可能か否か判定した。これは，JARC 側の好意で実現したものであり，被災して原型を保たない車両が多いなか心強い支援であった。

#### エ 収集運搬・リサイクル

収集運搬業務については，事前に再資源化対象車両の可否を判断しなければならないこと等から，リサイクルシステムにおける市内唯一のメーカー等の指定引取場所である(株)庄子専助商店を相手方とした業務委託契約を締結した。指定引取場所以降の二次運搬及びリサイクル費用については，メーカー等が負担し，指定引取場所から再資源化施設である青森県八戸市の東北東京鐵鋼(株)へ二次運搬され，【手解体・選別】→【破碎】→【分別】の手順で再資源化された。

### (3) 実績

被災二輪車のリサイクル実績は下記のとおりである（表 7-3-6）。

表 7-3-6 リサイクル実績

小型二輪	277 台
大型二輪	148 台
台数	425 台

※撤去・保管台数は 481 台であったが、うち、56 台は、再資源化対象車両にならないことから、他の金属くずと併せて売却した。

### (4) 課題と対応

被災二輪車は、原型を保たない車両が多かったが、JARC の支援もあって、メーカーや車種、車台番号等について、円滑に確認作業ができ、リサイクルできた。

所有者等の確認においては、問合せが数件あったが、当該被災二輪を確認すると全ての方が処理を市に委任され、被災自動車とは異なる結果となった。

### (5) 将来に向けた課題等

被災自動車同様、被災二輪車の処理についても、必要に応じて、JARC 等と再資源化処理に関する協定を締結するなど、予め対策を講ずる必要があると考える。